

# Deloitte.

デロイトトーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス 中国

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイトトーマツ税理士法人

2022年1月



# 目次

## 中国の税制概要

法人税コンプライアンス 3

課税所得計算 4

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税 7

進出・撤退時の留意すべき課税関係 8

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較 10

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 11

法人課税にかかる各種優遇税制措置 13

PE課税-PE類型 15

税務調査及び異議申立て・税務訴訟 16

ホットトピックス 18

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置 20

## 中国の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要 22

LF/MFの概要 24

国別報告書の概要 26

移転価格税制の動向

中国税務局の租税回避防止管理モデルのアップグレード 27

中国移転価格調査の動向 28

「グローバル一括」の多国籍企業の利益水準モニタリング管理システムの構築と応用 29

ユニラテラル事前確認（「UAPA」）の簡易手続の導入 31

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響 32

# 中国の税制概要

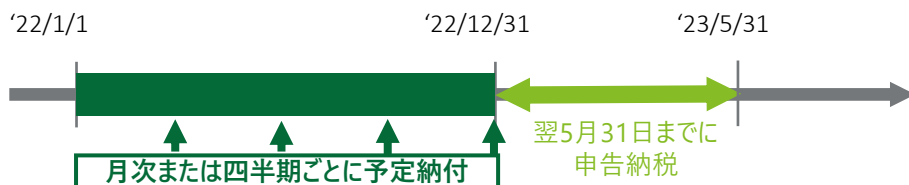
# 法人税コンプライアンス

居住者については、全世界所得に対して25%で課税が生じる。なお、課税年度は暦年となることに留意が必要である。

## 企業所得税

居住者	法に基づき中国国内において設立された企業および国外（ならびに特別行政区）の法律に従い設立され実質的管理機能が中国国内にある企業
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	25%
課税年度	暦年
申告納付期限	翌年5月31日
中間納付	毎四半期の末日から15日以内に予定納付

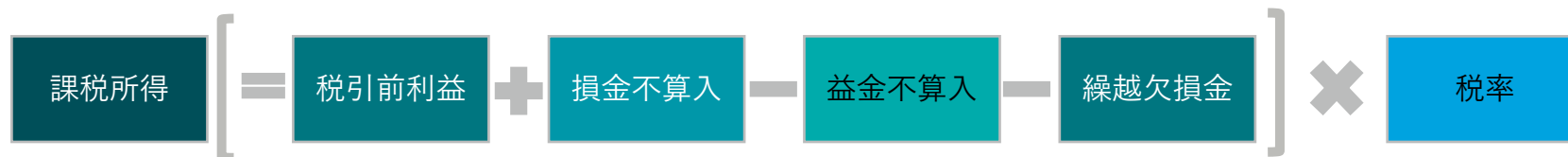
時効	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 税務局の責任により未納または過小納付が生じた場合：3年間（延滞税なし）</li><li>■ 納税者の責任により未納又は過少納税が生じた場合：5年間又は10年間</li><li>■ 脱税行為による未納又は過少納税が生じた場合：無制限</li></ul>
連結納税制度	適用なし
税制改正	明確な税制改正の時期は決まっていない。



# 課税所得計算（1/3）

## 損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



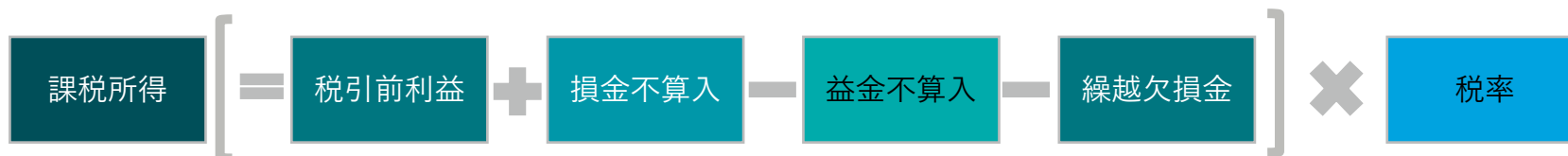
## 損金算入項目

- 損金不算入 の代表例

### 損金不算入の費用

- 投資者への配当金等の**權益性投資収益**に係る支出
- 企業所得税
- 延滞税
- **罰金、科料**および財産の没収による損失
- **公益性寄付金以外の寄付金**支出
- 賛助支出
- 収入の取得に関連しないその他の支出
- 偽造などのコンプライアンス違反とされる**増値税専用インボイス**を含む証憑により計上された費用等

# 課税所得計算 (2/3)



## 損金算入項目

- 損金算入限度額が設けられており、費用の一部が **損金不算入** となる項目の代表例

交際費	発生額の60%(当年度売上高の0.5%を上限とする)
広告宣伝費	当年度の売上高の15%(例外あり)、超過分は翌年以降に繰越可。
福利厚生費	給与総額の14%
労働組合費	給与総額の2%
従業員研修費	給与総額の8%、超過分は翌年以降に繰越可。
公益性寄付金	会計上の年度利益の12%、超過分は3年間繰越可。

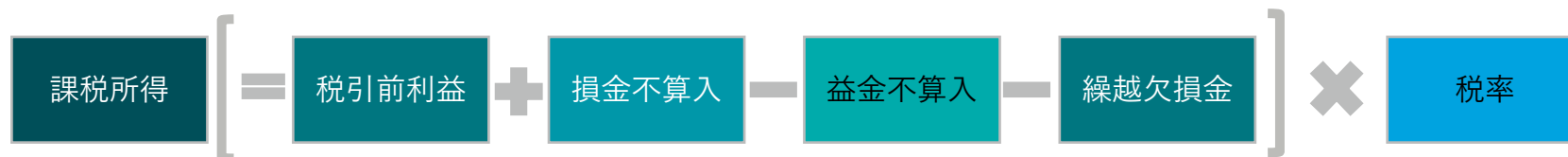
## ■ その他留意すべき項目

引当金および貸倒損失	特定事業（金融・リース事業）を除き、貸倒引当金は認められない。 貸倒損失は、一定の要件を充足した場合、損金算入が認められる。
営業権	買収により計上された営業権支出は、企業全体が譲渡または清算される時に損金算入が認められる。

## ■ 繰越欠損金

欠損金等	繰越期限	5年間(10年間特例あり)
	控除限度額	なし
	繰戻し	適用なし

## 課税所得計算 (3/3)



### ■ その他

#### キャピタル ゲイン・ロス

キャピタルゲイン：事業所得と合算し、課税される。  
キャピタルロス：事業所得から控除される。

### ■ 税率

税率 25%

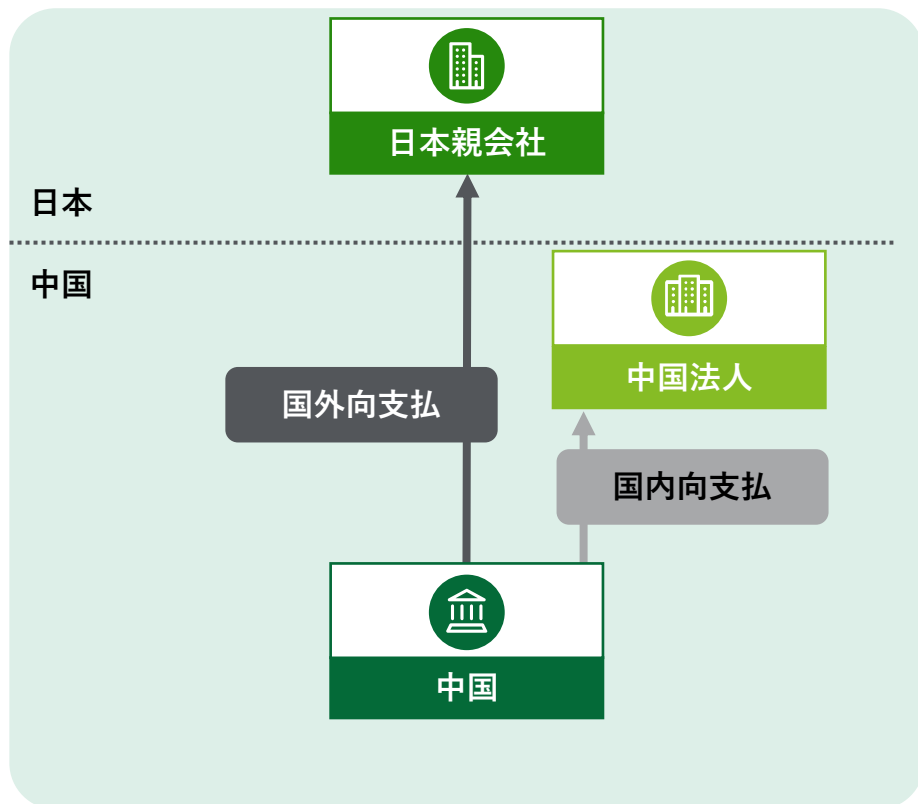
### 小規模低利法人優遇措置

以下の要件をすべて満たす法人については、下表の所得金額区分に応じ、20%の軽減税率が適用される。

- ①非制限・禁止業種に該当しないこと
- ②年度課税所得：300万元以下
- ③従業員数：300名以下
- ④資産総額：5,000万元以下

所得区分	課税所得	適用税率	適用期間
年100万元以下の所得	左記所得×12.5%	20%	2021年1月1日～2022年12月31日
年100万元超300万元以下の所得	左記所得×50%	20%	2019年1月1日～2021年12月31日

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		租税条約
	受領者		
	居住者法人	非居住者法人	
利子	25% (*1)	10%	10% (限度税率)
配当	免税 (*2)	10%	
使用料	25% (*1)	10%	

\*1：優遇税制等の例外適用あり。

\*2：保有期間が連続して12カ月に満たない上場株式に係る配当は対象外。

\*3：利子と使用料について、別途増値税等も課税されることになるが、技術使用料について一定要件を満たす場合、増値税の免税対象となる。

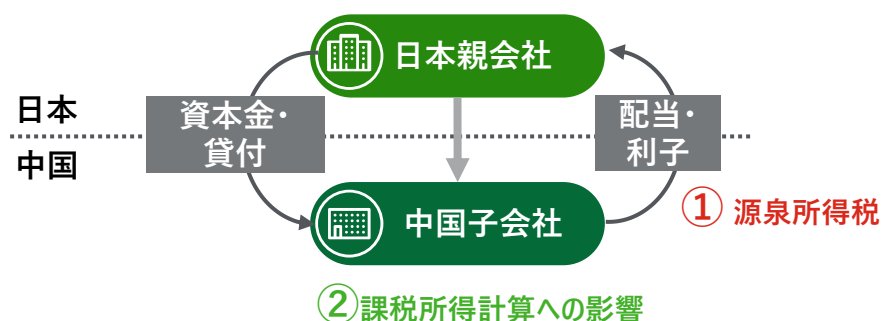
## ■ 関連者取引

- 金銭貸借、有形・無形資産の使用権あるいは所有権の譲渡、役務提供等は中国移転価格税制上の関連者間取引に該当する。
- 関連者間取引のうち、非居住者法人に対する使用料の支払いについて、支払側の関連者に経済的利益をもたらすことができず、かつ支払金額が独立企業間価格に基づくものではないと税務局が判断する場合、税務局は損金算入された金額の全額に対して特別納税調整を実施することができる。



# 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

## 進出時の資金注入した場合の留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

中国国内法上、中国法人が支払う配当及び利子は、いずれも源泉税（企業所得税）の対象となる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	10%	10%

ただし、支払利子については、企業所得税の他、別途増値税等も課税される。

### ② 課税所得計算への影響 中国子会社

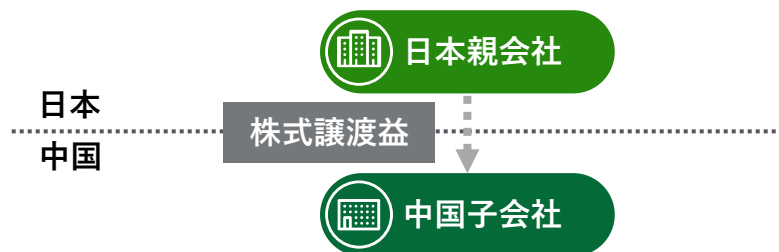
株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。

一方、日本の親会社に対する支払利子は、損金の額に算入することができる。ただし、関連者間取引に係る支払利子については過少資本税制が適用される場合があり、関連者に対する支払利子額のうち、下記所定の負債資本比率を超える超過借入金に対応する部分は損金不算入となる。

- 一般企業の場合、2：1
- 金融企業の場合、5：1

## 進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

### 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



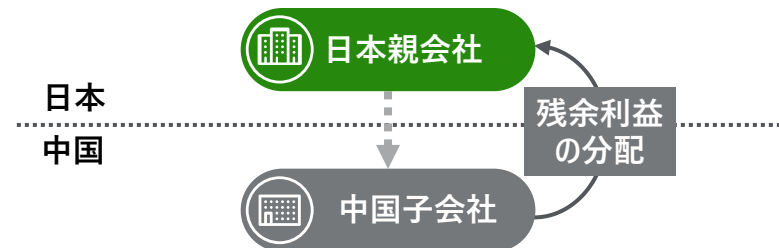
#### ■ 中国におけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

非居住者が行った中国法人の持分譲渡に係る譲渡益（譲渡価額-持分原価）は10%の企業所得税が課税される。

その他、譲渡価額に対して取引当事者双方にそれぞれ0.05%の印紙税が課税される。

### 清算時の残余財産に対する課税



#### ■ 日本における配当課税の有無



日本親会社

累計未処分利益と累計法定利益積立金に相当する部分は配当所得として認識され、また、残余財産から配当所得を控除した後の残額が出資者における投資原価を上回る部分もしくは下回る部分は、出資者における投資譲渡所得又は損失として認識される。

# 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

一部の特定業種以外は支店開設の選択が認められていないため、中国で収益獲得のための事業を開始するためには子会社を設立することが選択肢となると考えられる。

実務上、支店の開設は外国銀行、保険会社、航空会社等の特定業種しか認められていない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	
法人所得税 適用税率	25%	
申告手続き	翌年5月31日	
利益の還流	10%	

# 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (1/2)

日中社会保障協定が締結されていることから、出向者など中国で社会保険に加入する必要があっても、一定の手続きを行えば、日本での社会保険料の支払いが免除されるなどの措置を受けることができる。

## 従業員の雇用に係るコスト等

- 個人所得税
  - 納税義務者：中国居住者個人および非居住者個人
  - 源泉徴収義務者：雇用主、報酬の支払者
- 社会保険料
  - 加入対象者：中国居住者である個人（中国で就労する外国籍個人を含む）及び雇用主
  - 日中社会保障協定：2019年9月1日発効  
日本からの出向等により中国で社会保険に加入する必要がある場合、一定の手続きを経ることにより、日本での保険料の負担が免除され、年金加入期間の通算を行うことができる。
  - 月次納付額 = 従業員前年平均月給（加入地域における前年平均月給による上限額と下限額の設定あり）  
×（雇用主負担率+個人負担率）
  - 2021年度負担率（上海市の場合）

項目	雇用主	個人
養老保険	16%	8%
健康・出産保険	10.5%	2%
失業保険	0.5%	0.5%
労災保険	0.16%～ 1.52%	0
合計	27.16%～ 28.52%	10.5%

（2021年10月時点公表数値を参考として掲載）

## 都市維持建設税・教育費付加

- 納税義務者：増値税・消費税の申告納税者
- 課税方式：納付税額（増値税・消費税）× 平均12%
- 増値税・消費税納付時に納付
- 外国法人が納税義務者の場合は免税

## 印紙税

納税義務者：中国国内において課税文書を作成された又は証券取引を行う組織と個人あるいは中国国外で作成された課税文書を中国国内で使用する組織と個人  
課税方式；課税文書等に記された取引価格に対して課税（0.005%～0.1%）

## 国境をまたぐデジタルサービスへの課税

未導入

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

### 増値税 (VAT)

納税義務者	■ 物品等の販売、役務提供者
課税方式	■ 一般納税義務者：売上に係るVAT-仕入に係るVAT ■ 小規模納税義務者：売上高÷(1+徴収率)×徴収
税率	■ 原則課税方式（一般納税義務者適用） 物品の販売：0%、9%、13% サービスの提供等：0%、6%、9%、13% ■ 簡易課税方式（小規模納税義務者適用）3%等
課税年度	原則として月次または四半期ごと
課税対象取引	物品等の販売および役務の提供、並びに輸入等の課税取引
申告期限及び納付期限	月次申告で翌月15日以内
小規模事業者免税の有無	■ 免税あり ■ 適用対象：月次課税売上高15万元以下の小規模納税者 ■ 適用期間：2021年4月1日～2022年12月31日
税コストの増加要因となる取引その他留意点	■ インボイス方式が採用され、インボイスは専用インボイスと普通インボイスに区分されている。 ■ 一般納税義務者は税務局から購入した専用インボイスのみを発行することができる。 ■ 一般納税義務者は、仕入税額控除を行うために専用インボイスの取得が必要。 ■ 非居住者法人等が中国国内において課税取引を行い、かつ中国にPEを有しない場合には、同取引の購入者（中国居住者法人等）が源泉徴収義務者となる。
オンラインによる資産の譲渡	■ 非居住者法人が越境ECにおいて資産を譲渡する際に輸入増値税と関税は中国居住者側が負担するのが一般的とされる。

### 消費税

中国国内では、増値税に加え、嗜好品に対して消費税が課される。

納税義務者	課税品目を生産、委託加工、輸入する組織および個人
課税対象品目	タバコ、酒、爆竹・花火、化粧品、貴金属、高級腕時計、工業用油、オートバイ、乗用車、ゴルフ用品、ヨット等。
税率	タバコ・・・30-56%（種類により税率または税額は変わる。）など。高い税率（税額）が課される。
課税方式	売上高等×比例税率等

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

項目	対象企業または対象業種	優遇措置内容
設備・器具の 一括損金算入	すべての法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2018年1月1日から2023年12月31日までの間に新規取得した設備、器具（建物・構築物を除く固定資産）のうち、1点当たりの取得価額が500万円以下のものにつき、一括損金に算入</li> </ul>
固定資産の耐用 年数の短縮または 加速償却	すべての製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019年1月1日以降に新規所得した固定資産のうち、1点当たり500万円を超えるものについて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 耐用年数の短縮：短縮後の耐用年数は企業所得税法に定められた<b>最短耐用年数の60%相当分以上</b></li> <li>➢ 加速償却：200%定率法または級数法</li> </ul> </li> </ul>
研究開発費の 追加控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下記業種を除く業種 タバコ産業、宿泊と飲食業、卸売業と小売業、不動産業、リース業とサービス業、エンターテインメント業その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2018年1月1日から2023年12月31日までの間に発生した税法に定義された<b>研究開発費</b>のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 損金経理をしたものにつき：損金経理をした金額のほか、その75%相当分（従来では50%相当分）が<b>割増損金算入</b></li> <li>➢ 無形資産に計上されたものにつき：その原価の175%相当分（従来では150%相当分）による<b>減価償却</b></li> </ul> </li> <li>■ 2018年1月1日以降、中国国外への委託研究開発費についても、一定の限度額以内での<b>割増損金算入可</b></li> </ul>
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2021年1月1日以降に「<b>国民経済業種分類</b>」等に区分された製造業が発生した税法に定義された<b>研究開発費</b>のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 費用計上したもの：100%相当分が<b>追加損金算入可能</b></li> <li>➢ 無形資産計上したもの：その原価の200%相当分による<b>減価償却可能</b></li> </ul> </li> </ul>
企業所得税の 減免	農業、林業、畜産業、漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業所得税の<b>免除または半減</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家の支援による公共インフラ業（港湾、空港、道路、電力、水利等）</li> <li>■ 環境保護業等（公共汚水・ごみ処理、海水の淡水化等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業活動による収入が発生した年度からの<b>3年間</b>：企業所得税<b>免除</b>。</li> <li>■ その後の<b>3年間</b>：企業所得税<b>半減</b></li> </ul>
	技術を譲渡する居住者法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一課税年度内における<b>技術譲渡所得</b>のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 500万円以下の部分：企業所得税<b>免除</b></li> <li>➢ 500万円を超える部分：企業所得税<b>半減</b></li> </ul> </li> </ul>

## 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目による	対象企業または対象業種	優遇措置内容
企業所得税の減免	ソフトウェア業および集積回路業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の要件を充足する2018年1月1日以降に新設された集積回路メーカーまたはプロジェクトについて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利益が発生した年度から2年間または5年間：企業所得税免税</li> <li>➢ その後の3年間または5年間：企業所得税半減</li> </ul> </li> </ul>
企業所得税軽減税率等の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハイテク法人</li> <li>■ 技術先進型サービス法人</li> </ul>	一定の要件を充足し、ハイテク法人または技術先進型サービス法人と認定された場合、企業所得税は15%の軽減税率適用
	小規模低利法人	一定の要件を充足した場合、2.5%または10%の実効税率適用
欠損金繰越期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハイテク法人</li> <li>■ 科学技術型中小法人</li> </ul>	■ ハイテク法人または科学技術型中小法人に認定された年度以前の5年度内に繰越欠損金がある場合、その最長繰越期間は2018年1月1日以降10年間に延長
所得控除（法人版エンジェル税制）	未上場スタートアップ中小ハイテク法人に投資したベンチャーキャピタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ その投資額の70%相当分を、その投資期間が24カ月を経過した年度の課税所得から控除可能</li> <li>■ 控除しきれない場合、翌期以降繰越可</li> </ul>
障害者給与の割増損金算入	障害者を雇用した法人	一定の要件を充足した場合、給与支総額のほか、その100%相当分が追加損金算入可能
特定地域での事業活動に対して付与された優遇措置	中国（上海）自由貿易試験区臨港新区に設立された集積回路、AI、バイオ、民用航空等のコア産業の法人	2020年1月1日に同地域に新設された左記を主たる事業内容とする法人は一定の要件を充足した場合、設立年度から5年間は企業所得税は15%の軽減税率適用可
	中国海南自由貿易港に設立された実態を伴う奨励類産業の法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業所得税は15%の軽減税率適用</li> <li>■ 港内に設立された旅行業、現代サービス業、ハイテク産業の法人が中国国外への新規投資等による配当等について、一定の要件を充足した場合、企業所得税免税</li> </ul>
	中国西部地区に設立された西部地区に特化された奨励類産業の法人	企業所得税は15%の軽減税率適用

# PE課税—PE類型

## PEの種類

### 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



### 代理人PE

売買契約締結権を有し常習的に代理人として受注行為を行う者



中国のPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

### サービスPE

12カ月の間に合計183日を超える期間にわたる使用人その他の職員(独立の地位を有する代理人を除く)によるコンサルティング役務提供活動



### 建設PE

6カ月を超える期間が存続する建築工事現場または建設、組立工事もしくは据付工事あるいはこれらに関連する監督活動



MLI条約の署名：あり（2021年9月30日現在、未発効）

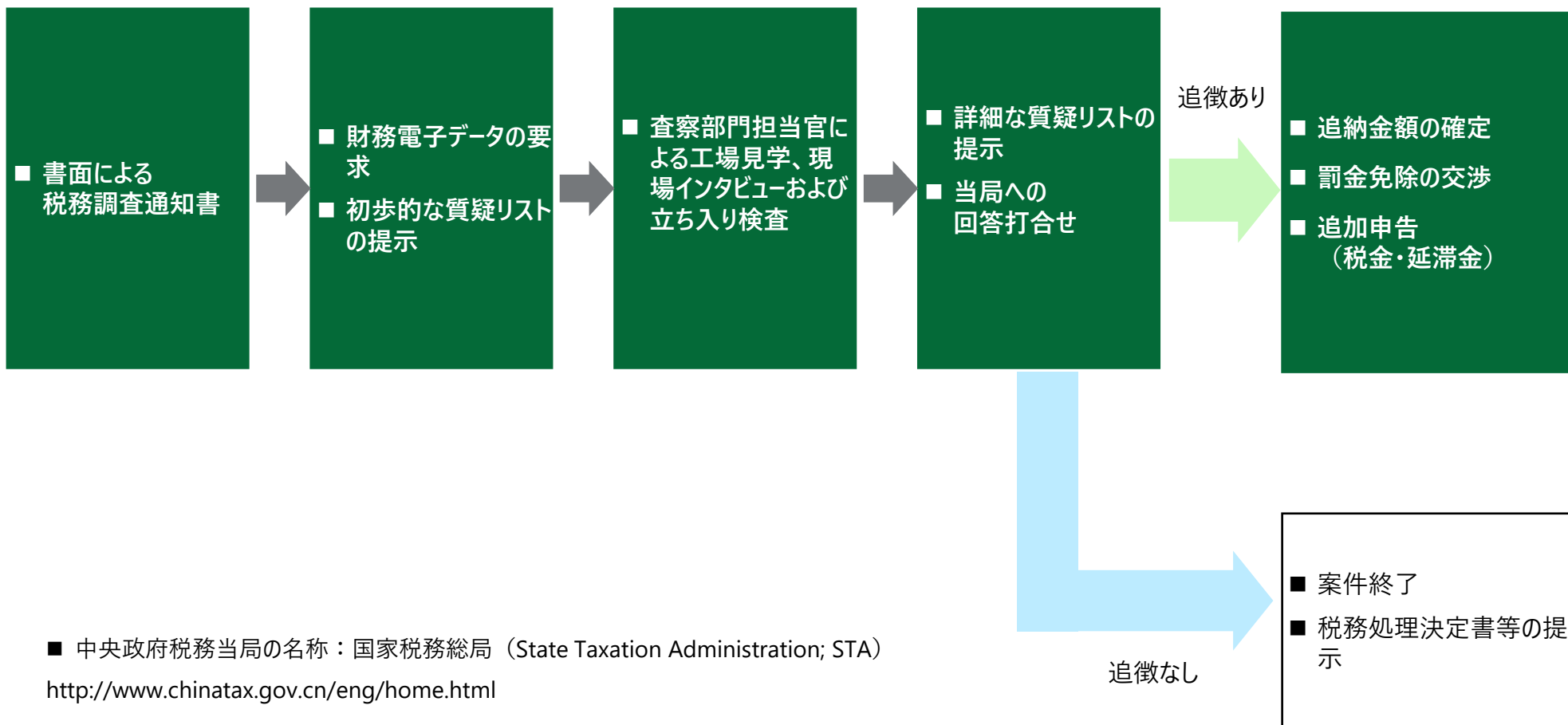
2021年9月30日現在、中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。



# 税務調査および異議申立て・税務訴訟（1/2）

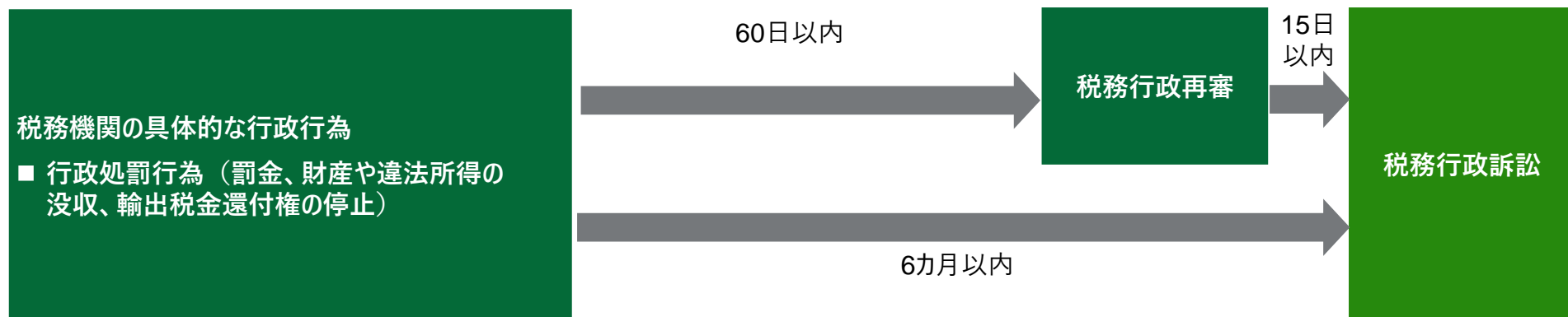
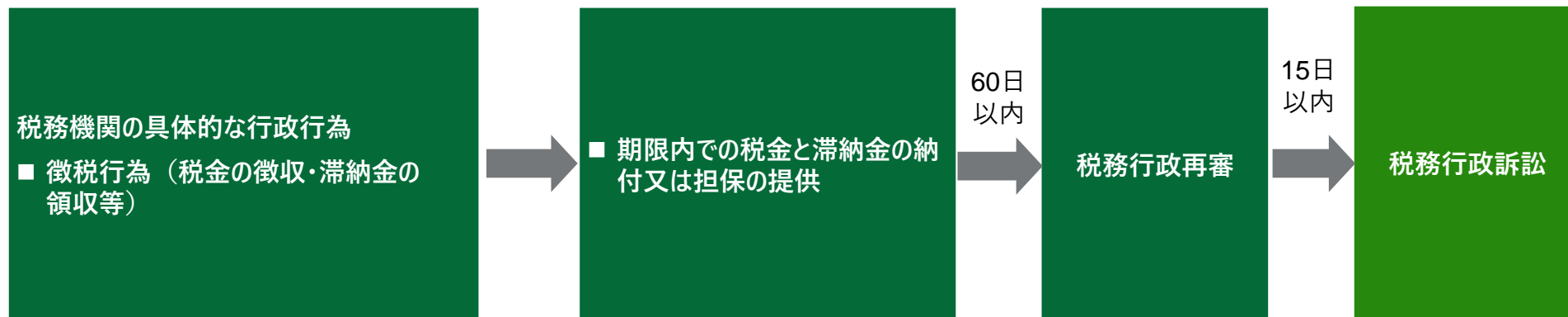
## 中国における調査プロセス（一般的事例）

案件次第だが、基本的には1年以内



# 税務調査および異議申立て・税務訴訟 (2/2)

## 中国における税務行政再審と税務行政訴訟プロセス



## ホットトピックス（1/2）

追加控除など、納税者にとって有利となる各種優遇措置を適用する場合には、適用要件を充足することなどの説明資料の整備が必要であるため、留意が必要である。

01

### 研究開発費の追加控除の適用

論点

#### 研究開発費追加控除適用のための課題

- 技術の革新性、先進性を証明するための研究開発プロジェクトの選別
- 区分および会計処理を正確に行うための研究開発費の集計
- 部門間情報共有のための社内管理制度の確立
- 税務調査に備えるための係る書類の整備が必要

上記の点につき、税務リスク軽減の観点から、上記課題をクリアした上での適用が望ましい

02

### 増値税専用発票電子化の展開

論点

#### 増値税専用発票電子化の実施に伴う課題

- 取引データの規範化が求められる
- 同専用発票電子ファイルの保存のためのデバイスと管理システムが必要
- 電子化に伴う対応人員の確保
- 電子化に起因した新たなコンプライアンスリスクの予防
- 電子化に伴う税収の監督管理の強化に起因した税務査察の対応

上記の点につき、以下の対応策が望まれる。

- 電子化対応のためのシステムのアップグレード化および発票デジタル化ソリューションの導入の検討
- 電子化対応のための税務リソース共有化の策定
- データ標準化の確立

## ホットトピックス (2/2)

03

### 税関企業信用管理弁法の改訂

論点

従来的一般認証ランクの廃止に伴う課題

- 信用ランクの変更によるランク評価への影響
- 評価の影響に伴うコンプライアンス向上が求められる

上記の点につき、以下の検討、対応策の実施が推奨される。

- 諸優遇政策の適用対象である高級認証ランク取得の検討
- 高級認証ランクの認定要件を充足するための課題の整理および対応策の実施

04

### データベースの活用による税務調査の平準化

論点

- 業種、規模、財務・税務データ、インボイスその他法人の開示情報、並びに他当局（税関、工商局、外貨管理局、出入国局等）との情報共有に基づく調査対象の抽出による税務調査の平準化

潜在的なものを含む税務リスクの把握、並びにそれに対応するコンプライアンスの強化が肝要

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
増値税	小規模納税者：施行中 (対象期間：2022年12月31日迄)  上記以外：施行済 (対象期間：2021年3月31日)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 増値税の減免および免税<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 公益性組織、地方政府あるいは新型コロナウイルス対応病院に対してコロナウイルス対応用に使用される物品を寄付する場合、当該寄付金額につき、増値税その他付加税全額免除。</li><li>➢ 疫病防止において重要な物資の運輸役務、公共交通役務、生活役務、住民に対する生活必需品の郵送役務につき、増値税免除。</li><li>➢ 小規模納税者の増値税減免。</li></ul></li><li>■ 増値税の還付<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 疫病防止において重要な物資を生産する企業が、生産能力を拡大するために取得する設備につき、この期間の増値税未控除税額の全額還付。</li></ul></li></ul>

# 中国の移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要（1/2）

01

## 移転価格税制導入時期

2008年1月1日（移転価格税制が体系化）

02

## 関連者の定義

「関連者」の定義は以下のとおりである（「関連取引申告及び移転価格同時文書化の管理に関する公告」、以下「42号公告」、第2条）

- ①一方が直接的または間接的に他方の持分の合計**25%以上**を保有する場合、または双方が直接的または間接的に同一の第三者により持分の**25%以上**を保有される場合
- ②双方に持分保有関係があるまたは同一の第三者がその持分を保有する場合で、持分比率は①の規定に満たないものの、双方の間の貸借金総額がいずれか一方の払込資本金の**50%以上**を占める場合、または一方の貸借金総額の**10%以上**に対して他方が保証する場合（独立金融機関との間の貸借または保証を除く）
- ③双方に持分保有関係があるまたは同一の第三者が持分を保有する場合で、持分比率は①の規定に満たないものの、一方の生産経営活動が、他方から提供される特許権、非特許技術、商標権、著作権等の特許権がなければ**正常に行えない**場合
- ④双方に持分保有関係があるまたは同一の第三者が持分を保有する場合で、持分比率①の規定に満たないものの、一方の購買、販売、役務の受入、役務の提供等の経営活動が他方により**支配されている**場合
- ⑤一方の半数以上の董事または半数以上の高級管理者が**他方から任命または派遣**される場合、または**同時に**他方の董事または高級管理者を**務める**場合、または双方各々の半数以上の董事または半数以上の高級管理者が**同一の第三者から任命または派遣**される場合
- ⑥夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある**2名の自然人**がそれぞれ双方との間に①から⑤のいずれかの関係を有する場合
- ⑦双方の間に実質的なその他の**共同利益**がある場合

03

## 移転価格調査の時効

納税年度から**10年以内**（「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第123条）

## 移転価格税制の概要（2/2）

04

### 独立企業間価格の算定方法

独立企業間価格の算定方法として、以下の方法が挙げられている（「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法」、以下「6号公告」、第16条）

- ①独立価格比準法（CUP法）
- ②再販売価格基準法（RP法）
- ③原価基準法（CP法）
- ④取引単位営業利益法（TNMM）
- ⑤利益分割法（PS法）
- ⑥独立企業間原則に合致するその他の方法

税務当局は独立企業間価格を算定する際に、単純平均、加重平均または四分位法等を用いて、比較可能性を有する企業の利益水準/価格の平均値/四分位レンジを年度ごと/複数年平均で計算する。四分位法を用いた際、検証対象企業の利益水準が比較対象企業の中央値を下回る場合には原則として中央値以上に調整されるとされている（6号公告第25条）

05

### 日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**あり**（発効日：1984年6月26日）
- 実務上の適用可能性：**実績あり**（日本-中国間の相互協議は通常年3回程度実施）



# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

- 年間の関連者取引金額が以下のいずれかの条件に該当する企業は、**LFを準備しなければならない**。(42号公告第13条)
  - ①有形資産の所有権の譲渡金額（来料加工業務は年間輸出入の通関価格に基づいて計算する）がRMB2億を超える
  - ②金融資産の譲渡金額が1億元を超える
  - ③無形資産の所有権の譲渡金額が1億元を超える
  - ④その他の関連者取引の金額が合計4,000万元を超える

### ②作成期限

- 関連者間取引が発生した年度の**翌年6月30日まで**（42号公告第19条）

### ③提出期限

- 税務当局の要求があった日から**30日以内**に提出する（42号公告第19条）  
ただし、不可抗力により、期限までに提出できない場合、その**不可抗力が解消されてから30日以内**に提出しなければならない（42号公告第20条）

### ④作成言語

- 中国語（42号公告第21条）

### ⑤罰則

- 転価格追徴税額に対しては5%のペナルティが課されるが、適切な移転価格文書を作成している場合は免除される（実施条例第122条、42号公告第25条、6号公告第44条）

# LF/MFの概要

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

- 以下のいずれかの条件に該当する企業は、**MFを準備しなければならない**(42号公告第11条)

- ①年度において国際関連取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループがすでにマスターファイルを準備している
- ②年間の関連者取引総額が10億元を超える

### ②作成／提出期限

- 企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から**12カ月以内**に作成（42号公告第19条）
- 税務当局の要求があった日から**30日以内**に提出。（42号公告第19条）ただし、不可抗力により、期限までに提出できない場合、その**不可抗力が解消されてから30日以内**に提出しなければならない（42号公告第20条）

# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング\*の場合のみ)

### ①作成義務対象者

■ 居住者企業が、多国籍企業グループによって国別報告書の提出企業に指定された場合、以下のいずれかの状況において、税務機関が特別納税調査を行う際、国別報告書を提出するよう企業に求めることができる。(42号公告第5条及び第8条)

①多国籍企業グループが、いずれの国に対しても、国別報告書を提出していない場合

②多国籍企業グループは他の国に国別報告書を提出したが、当該国が中国と国別報告書の情報交換体制をまだ確立していない場合

③多国籍企業グループは他の国に国別報告書を提出し、当該国も中国と国別報告書の情報交換体制を確立しているが、当該国別報告書が実際には中国税務機関と共有されていない場合

### ②提出期限／作成期限

■ 「中華人民共和国企業年度関連業務往来報告表」の一部として毎年確定申告期限(5月31日)までに申告する必要がある。(42号公告第5条)

なお、特別納税調査時に国別報告書の提出が求められる場合、提出期限についての規定はなく、税務機関との交渉次第となっている。

### ③罰則

■ 納税者や源泉徴収義務者が期限内に納税の申告及び関連資料の提出を行わない場合は、税務機関が提出命令期限を指定した上で、2,000元以下の罰金を課すことができるとし、違反が重大な場合には2,000元以上10,000元以下の罰金となる。(「中華人民共和国税収徴収管理法」第62条)

### ④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

■ 個別のNotificationの必要はないが、国別報告書の提出企業に該当する場合、確定申告時に求められる表の「123 国別報告書の提出企業に指定されている」のは「はい」にチェックを入れる必要がある。

\*セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

# 移転価格税制の動向 (中国税務局の租税回避防止管理モデルのアップグレード)

## 調査・管理・サービスの「三位一体」の租税回避防止管理モデルのアップグレード



### 「調査重視」から「管理重視」への転換とアップグレード

- ❖ 「グローバル一括」分析を基礎とする「多国籍企業の利益水準のモニタリング管理システム」を構築する
- ❖ 関連者間取引データと外部情報をベースとする
- ❖ リスク管理を目標とする
- ❖ リスクレベル別の管理を重点とする
- ❖ 納税者の自主的なコンプライアンス向上を促進する



### 「三位一体」- 調査

租税回避防止に関する自主調整と連合調査を強化し、企業及び業界全体の税務コンプライアンスの向上を促進



### 「三位一体」- 管理

多国籍企業の利益水準に対する監督管理を強化する。関連者間取引申告書の審査、同期資料の管理、経済指標の分析、リスクレベルの順序付けなどの措置を通じて、企業が自主的に独立企業間取引原則を遵守するように促進する



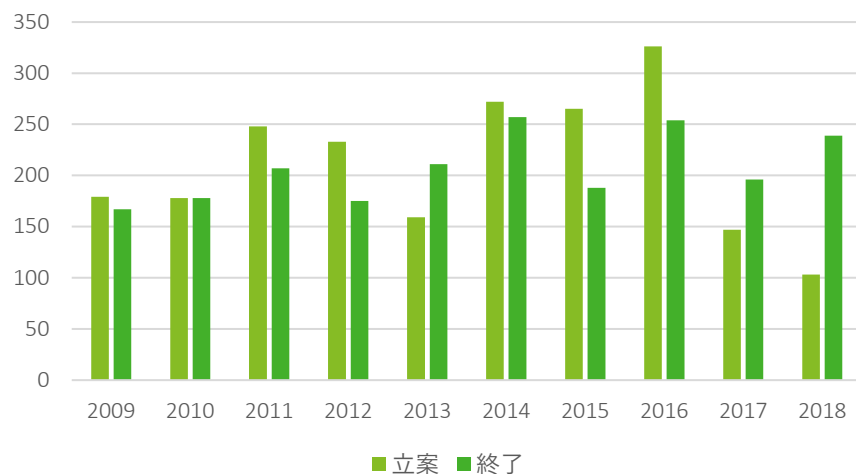
### 「三位一体」- サービス

APAの締結及び相互協議を通じて、企業経営の確実性を増加させ、また国際二重課税を解消することにより、納税者に対してより良いサービスを提供するという理念を実現する

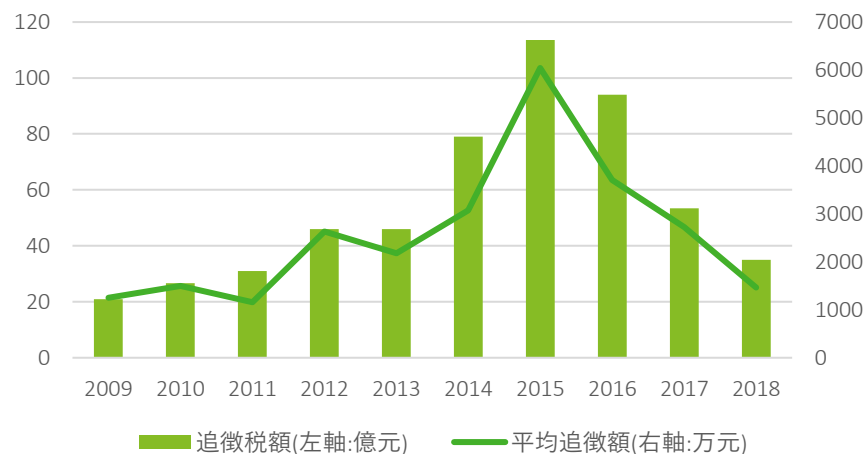
# 移転価格税制の動向（中国移転価格調査の動向）

## 中国移転価格調査の動向

立案/終了件数



追徴税額/平均追徴税額



### 中国移転価格調査の動向

- 立案件数は250件を超える年度が数年間続いたものの、足元では減少傾向にある。追徴額も2016年以降は減少傾向にあり、平均追徴額もピーク時から半減している。
- ここ数年ではグループ全体に調査を広げる全国連合調査や自主調整要求が増えている。
- COVID-19の感染拡大は会社の経営活動に一定の影響を与えると共に一部の業界には新たな機会をもたらした。中国税務局は移転価格調査の際、個別ケースに応じてCOVID-19による関係者間取引への影響を分析している。

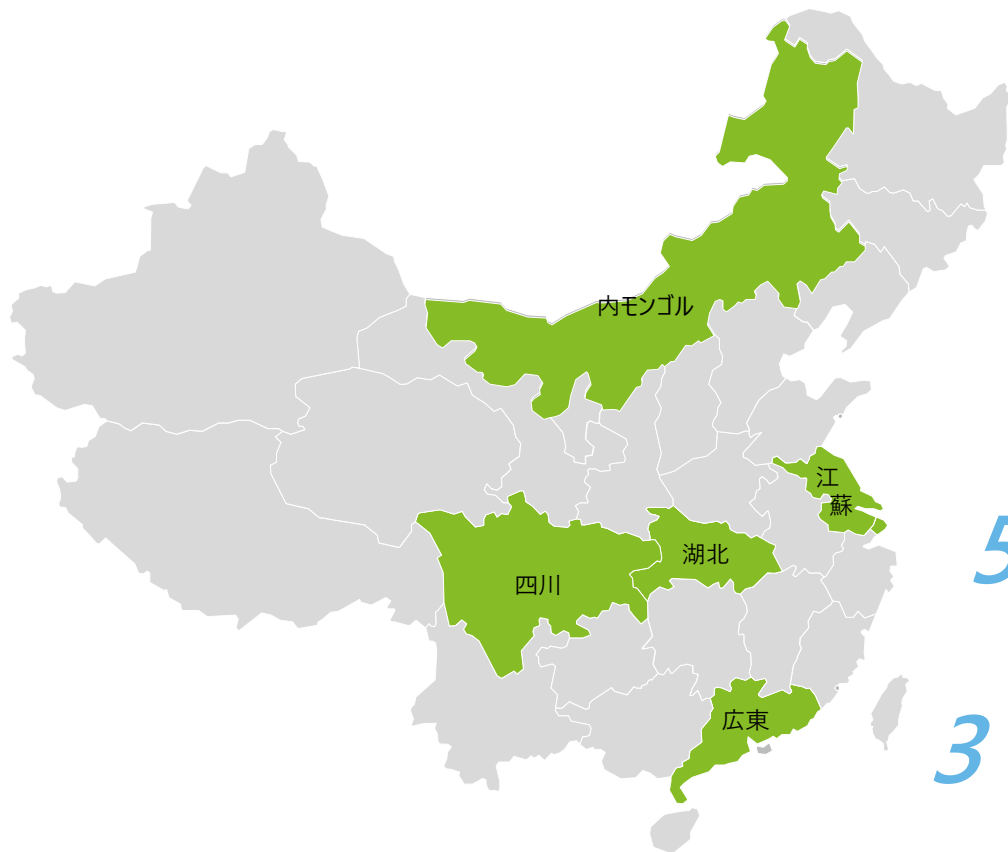
### 留意点

- 中国における移転価格調査の遡及期間は最大10年であり、一旦調整され追加納税となる場合、調整年度の翌年から無期限で追跡管理を実行する。
- 自動車、製薬、化学工業などの業界は、中国国家税務総局の重点注目業界である。
- 中国の移転価格調査では、バリューチェーン分析、地域性特殊要因分析（ロケーションセービング・マーケットプレミアム）、経済分析、無形資産に関する分析等がよく求められる。

# 移転価格税制の動向

## （「グローバル一括」の多国籍企業の利益水準モニタリング管理システムの構築と応用 – 1/2）

### 「グローバル一括」の多国籍企業の利益水準モニタリング管理システムの構築



150

江蘇省は2018年において、他の省に先立ち、パイロットプロジェクトとして、150社の企業を選定し、2008~2016年度の情報に対してデータ整理を行い、ビッグデータ分析プラットフォームに組み入れた。

10

北京、内モンゴル、上海、江蘇、湖北、広東、四川、大連、寧波、深センの10の省・都市でパイロットプロジェクトを行った。

5

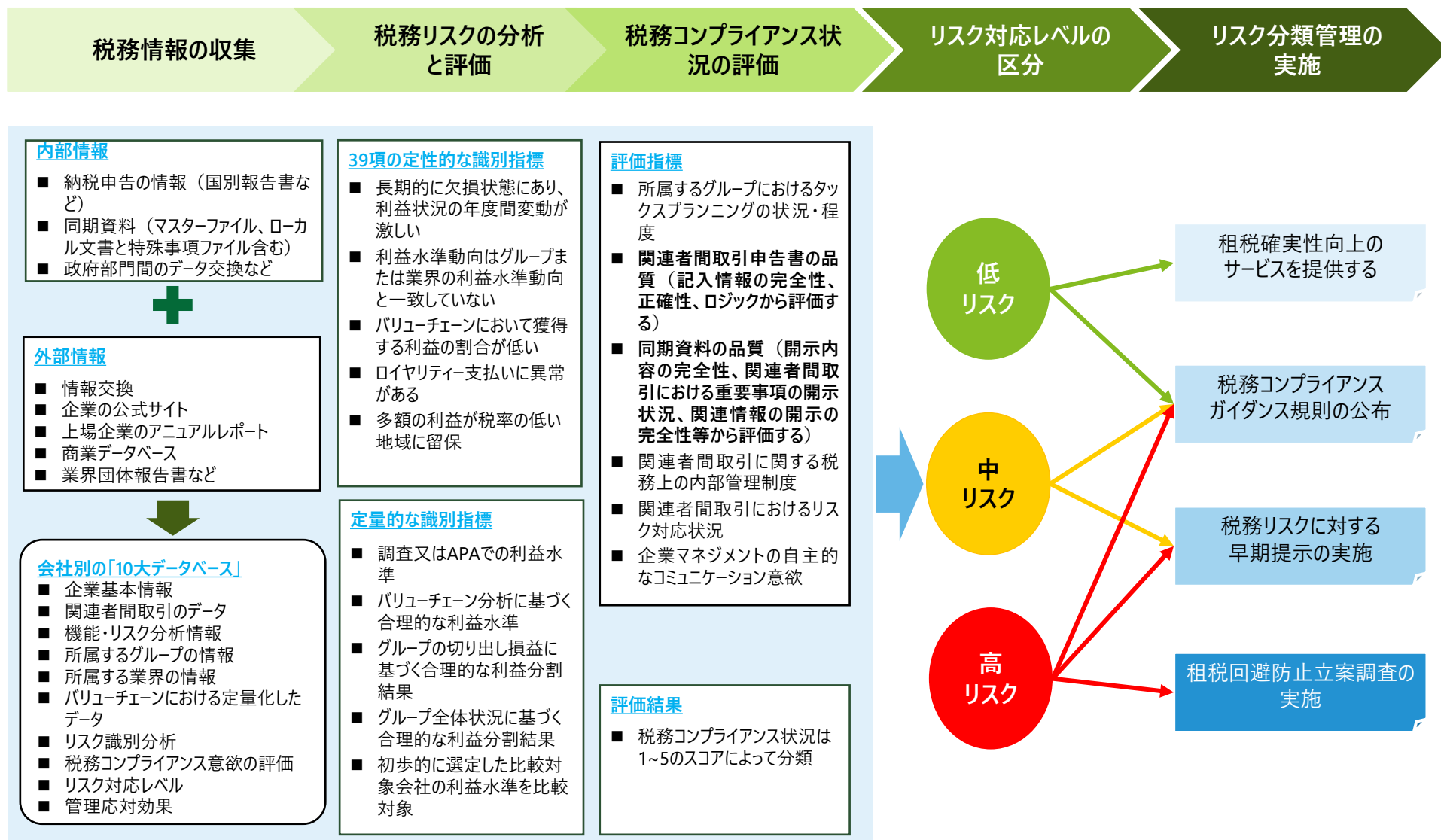
5つの観点：国別、業界、年度、取引類型、納税者自身の5つの観点から、リスクに対する早期提示を行い、多国籍企業に対する利益水準モニタリングの全面的なアップグレードを目指す。

3

3つのレベル：グローバル、中国、各省という3つのレベルから、特定の企業に対して、全面的な分析とリスクレベルのテストを行い、多国籍企業グループの経営状況の全体状況を把握する。また、企業をリスクレベルと税務コンプライアンス意欲によって分類し、企業毎の移転価格リスクと税務コンプライアンスのドキュメントを作成する。

# 移転価格税制の動向

## （「グローバル一括」の多国籍企業の利益水準モニタリング管理システムの構築と応用 – 2/2）

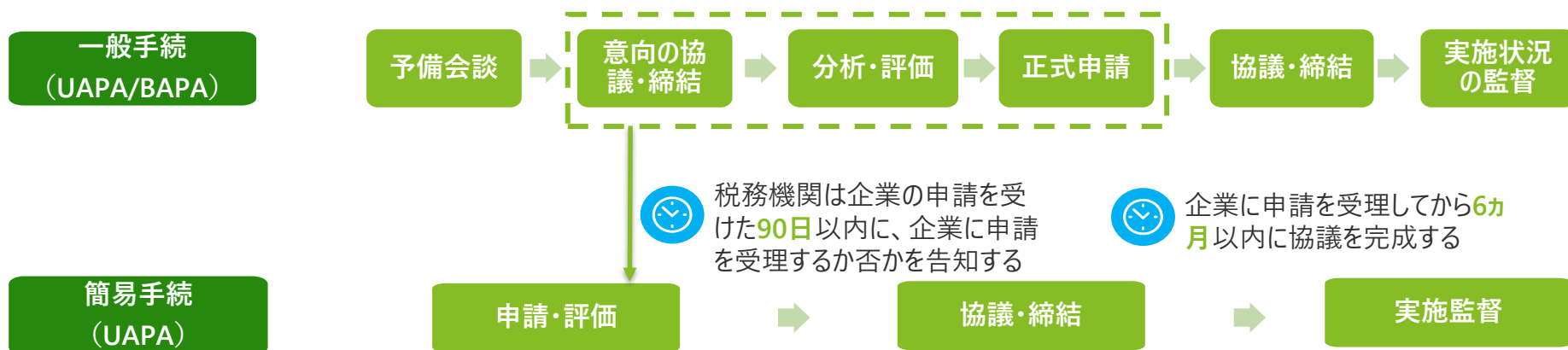


# 移転価格税制の動向 （ユニラテラル事前確認（「UAPA」）の簡易手続の導入）

UAPAの申請・協議をより効率的に行うためにUAPAに適用される簡易手続を導入

## UAPAの簡易手続の概要

<p><b>適用条件</b></p>	<p>下記の二つの条件を同時に満たす企業は簡易手続に従ってUAPAを申請・協議できる</p> <p><b>条件一：</b> 所轄税務機関が申請を受理する旨の「税務事項通知書」を送付した日の帰属する納税年度より前の3納税年度において、各年度の関連者間取引の金額が4,000万元以上であること</p> <p><b>条件二：</b> 以下のいずれかの条件に該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所轄税務機関に42号公告の規定に適合する直近3納税年度の同期資料を提出していること</li> <li>■ 企業が申請を提出した日の帰属する納税年度より前の10納税年度以内に事前確認を実施し、かつ実施結果が要求に適合していること</li> <li>■ 企業が申請を提出した日の帰属する納税年度より前の10納税年度以内に税務機関の特別納税調査・調整を受け、かつその結論が出ていること</li> </ul>
<p><b>簡易手続の特徴</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ UAPAに適用される簡易手続は、申請・評価、協議・締結と実施監督の3つの段階から構成されている。プロセス短縮化によりAPAの締結までの期間が短くなる。</li> <li>■ 中国税務局は90日以内に申請を受け入れるかを決定し、6ヵ月以内に協議を完了しなければならない。そのため、申請から締結までの所要時間は大幅に短縮される。</li> <li>■ 企業と中国税務機関が6ヵ月以内に合意に至らなかった場合、一般手続に従ってUAPAまたはBAPAを再申請することができる。</li> </ul>





# 移転価格税制の動向 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響)

<b>税務当局における税務調査の状況の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 移転価格調査の際、中国税務局は企業の機能リスク、関連者間取引の特徴、業種の特徴、比較対象企業の状況等要因を考慮した上、個別ケースに応じてCOVID-19の影響を分析する。</li></ul>
<b>APA審査・協議対応の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ COVID-19を受けて会社にAPAの実施に実質的な変化がある場合、会社は書面報告の形で主管税務当局に関連資料を送ってその影響を詳しく説明することができる。主管税務当局はCOVID-19に起因した実質的な変化がどの程度APAに影響するか分析評価を行う。</li><li>■ 会社の実質的な変化がある場合、UAPAに関しては主管税務当局はUAPA協定の更正・終了を会社と交渉できる。BAPAに関しては主管税務当局から逐次中国国家税務総局に報告し、中国国家税務総局が相手国の税務当局と協議して解決する。</li></ul>
<b>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置 (比較可能性の検討、 特殊要因の検討、 その他の取扱いの検討等)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ COVID-19の影響を受けて利益率が激しく変動する場合、ローカルファイルではCOVID-19に起因した関連者間取引、バリューチェーン等への影響を詳しく説明する必要がある。また、ベンチマーキング分析を行う時に、同業業界の利益水準への影響を反映できるよう、財務年度、地域、業界、製品、機能・リスクが同様になる比較対象企業の財務データを重点的に注目すべきである。</li><li>■ COVID-19対応期間で中国政府が出した家賃、税金、融資等に関する援助政策は会社の移転価格アレンジメントに影響を与えた場合、ローカルファイルにおける移転価格分析結果をサポートできよう関連情報を開示する必要がある。</li><li>■ 中国税務局は移転価格調査の為にベンチマーキング分析を行う際、会社がCOVID-19対応で余分にかかった費用、あるいは増えた経営費用に対して、独立企業による当該コスト・費用の按分方法を十分に考慮し、状況に応じて差異調整を行う。</li></ul>

# お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001